

<近況>

- 感染者の「第6波」は完全に収束しないまま、6月末頃から感染者数が増加に転じ、現在その増加に歯止めがかからない「第7波」となっている。
- 室蘭市内における一週間の感染者数は449人となった「5/8～5/14」がピークであったが、より感染力が強いとされる BA.5 系統への置き換わりにより、これを大きく超える可能性が懸念されている。

<R4/8/1 以降の対応>

◆ 引き続き基本的な感染予防対策のうえ、業種別ガイドラインの遵守を徹底する

1 施設対応（共通）

- ① 老福施設においては、「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底する。
- ② 保育所においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底させる。同居の家族に同様の症状が見られる場合も、できるだけ登園を控えていただく。また、熱中症の恐れがあるような場合を除き、3歳児以上は基本的にマスク着用とする。
- ③ 職員に陽性者が発生した場合、接触した可能性のある他の職員・利用者には必要に応じ抗原検査キットを活用する。なお、7/22より濃厚接触者・感染の可能性のある者の自宅待機期間は5日に短縮する等の見直しが行われている。
- ④ この法人対応のほか、施設の事情により施設長の判断による取り組みも可とする。この場合において、事前に本部と調整すること。

2 職員等

- ① 体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得すること。
- ② 基本的な感染防止対策を徹底するほか、状況を的確に判断し行動すること。
- ③ 道外への旅行は、事前に施設長に報告すること。
- ④ 家族感染に十分注意するよう職員に周知すること。
- ⑤ 飲食では短時間に、深酒はせず、大声を出さず、会話の時はマスク着用を努めること。

3 その他

- ① 老福施設職員対象の4回目接種が進むよう職場で配慮する（副反応含め）。